HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける教育の自由法理の形成（２） －「帝国大学」による教育の国家独占体制の成立 －
Author(s)	中村, 睦男
Citation	北大法学論集, 24(1), 69-124
Issue Date	1973-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16143
Type	bulletin (article)
File Information	24(1)_p69-124.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

フランスにおける教育の自由法理の形成 (二)

――「帝国大学」による教育の国家独占体制の成立――

中村睦男

目次

はじめに
序章 フランス公法学説による教育の自由の把握
第一節 第三共和政下の学説
第二節 第二次大戦後の学説
第一章 フランス革命期における教育の自由
第一節 憲法制定議会および立法議会における教育の自由（一七八九年七月―一七九二年九月）
第二節 ジロンド期およびモンターニュ期における教育の自由（一七九二年九月―一七九四年七月）
第三節 テルミドール国民公会期および総裁政府期における教育の自由（一七九四年七月―一七九九年一一月）
第四節 第一章のまとめ（以上、本誌二十三巻第二号）

第二章　ナポレオン「帝国大学」による教育の国家独占体制の成立
第一節　執政政府期における過渡期的体制（一七九九年一一月―一八〇四年五月）
第二節　第一帝政期における「帝国大学」の創設（一八〇四年五月―一八一四年四月）
第三節　復古王政期における「帝国大学」による教育の国家独占の維持（一八一四年五月―一八三〇年七月）
第四節　第二章のまとめ
（以上、本号）

第二章　ナポレオン「帝国大学」による教育の国家独占体制の成立(1)

第一節　執政政府期における過渡期的体制（一七九九年一一月―一八〇四年五月）

一七九九年一一月九日（共和八年霧月一八日）のブリュメール一八日のクゥ・デタによって総裁政府が打倒されて、ナポレオン・ボナパルト、シェイエスおよびロジェ・デュコス（Roger Ducos）の三名によって構成された「執政委員会」（Commission consulaire）が設けられた。ナポレオン・ボナパルトは、一一月一一日より両院より選出された二つの委員会およびシェイエスに新しい憲法の制定を命じた。この新憲法の起算に対しては、ドヌゥ、ボナパルト、シェイエスの三名が主要な影響力を行使した。(2) このようにして一七九九年一二月一三日（共和八年霜月二三日）の共和八年憲法が制定されたのである。この共和八年憲法とそれまでの諸憲法との大きな違いは、共和八年憲法が人権宣言も権利保障の章も有していないところにある。人権に関する規定は、わずかに第七六条で住居の不可侵に、第七七条で人身の自由に触れ、第八三条で請願権を規定するにとどまっている。教育についても、第八八条で「国立アンスティチュは、発見を奨励し、科学および芸術を完成する任務を有する」ことを規定するだけである。

共和八年憲法により、ボナパルトが第一統領（Premier Consul）に、カンバセレス（Cambacérès）が第二統領

(Second Consul) に、ルブラン (Lebrun) が第三統領 (Troisième Consul) に任命された（第三九条）。カンバセレスは革命の伝統を代表する者と考えられており、彼は執政政府期および第一帝政期全般にわたって司法行政の首長にとどまって、コンセィユ・デタのすべての立法作業を指導し、いく度かボナパルトの推進役となっていくのである。(3)

さらに、一八〇二年八月二日（共和一〇年熱月一四日）の元老院令 (Sénatus-consulte) によって、ナポレオン・ボナパルトは終身統領に任命された。共和一〇年憲法たるこの元老院令は、共和八年憲法と同様に人権宣言を有していない。共和一二年憲法たる一八〇四年五月一八日（共和一二年花月二八日）の元老院令によって、ナポレオン・ボナパルトは統治権を委任された皇帝 (Empereur) になり、ここから第一帝政期が始まるのである。

執政政府の樹立は初等教育法体制を変更するものではなく、共和八年および共和九年においては、共和四年のドヌゥ法の適用によって司祭館に置かれた公立学校が開設された。(4) しかしながら、たとえ立法が変更されなかったとしても、学校に対する政治権力の姿勢が変更した。(5) 総裁政府末期に示されたカトリックに対する激しい敵意は、執政政府と教会との接近が明確になってくるにしたがって、まず、カトリックに対する中立になり、つぎには好意へと変っていくのである。公立学校教員の共和主義への宣誓は廃止されて、単純な憲法への忠誠宣言へと代った。公立学校教員の大部分は、親の要望に譲歩して、祈禱と教理問答を授業に導入し、日曜日を尊重することによって、公立学校と私立学校の差異はしだいに消滅の方向へ向っていった。また、私立学校に対する国家の不信もしだいになくなってきた。ローマ教皇ピオ七世は一八〇〇年五月一五日の回勅の中で、学校問題についての信徒の注意を喚起して、宗教に敵対する教員に反対の立場を明確にした。(6)

このような一般的状況の下にあって、学校教育立法の改正が必要になったのである。

(一) 本章の一般的参考文献は次の通りである。Louis Grimaud, Histoire de la liberté d'enseignement en France, t. Ⅲ, Le Consulat, t, Ⅳ, L'Empire, t, Ⅴ, La Restauration, Paris, Arthur Rousseau, 1946 ; Maurice Gontard, L'enseignement primaire en France de la Révolution à la loi Guizot (1789—1833),Paris Les Belles Lettres, 1959; P. Chevalier, B. Grosperrin et J. Maillet, L'enseignement français de la Révolution à nos jours, Paris, Mouton, 1968 ; Charles Fourrier, L'enseignement français de 1789 à 1945, Paris, S. E. V. P. E. N., 1965; Félix Ponteil, Histoire de l'enseignement en France 1789—1959, Paris, Sirey, 1966; Antoine Prost, Histoire de l'enseignement en France 1800—1967, Collection U, Paris, Armand Colin, 1968, アントワーヌ・レオン、池端次郎訳『フランス教育史』クセジュ文庫、白水社、一九六九年、酒井吉栄「フランスにおける大学自治の様相」愛知大学法経論集六九号（一九七二年）。

J.-J. Chevallier, Histoire des institutions politiques de la France moderne (1789—1945), Paris, Dalloz, 1958; Jacques Ellul, Histoire des institutions, t. Ⅴ, Le XIXe siècle, Collection ≪Thémis≫, 6e édit., Paris, P. U. F., 1969; Jacques Godechot, Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire, 2e édit., Paris, P. U. F., 1968; Paul Bastid, les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814—1848) Paris, Sirey, 1954; 野村敬造『フランス憲法行政法概論』有信堂、一九六一年。

(二) J. Godechot, op. cit., p.553.

(三) Ibid., p.560.

(四) M. Gontard., op. cit., p.191.

(五) Ibid., p.192.

(六) L. Grimaud., op. cit., t. Ⅲ, pp.58-59.

一　シャプタル案

共和九年の初めにボナパルトは、公教育の再組織化を準備するために、コンセイユ・デタに教育に関する改善策を提案するよう要求した。コンセイユ・デタのメンバーであるシャプタル (J.-A. Chaptal) がその作業にあたった。

シャプタルの公教育に関する報告および法案は、教育の自由に関して、私立学校開設の自由および公立学校教師の教育方法の自由を承認している。[1] 教育方法の自由については、「教育方法における自由は、教育の自由自体にとって同様に有用である。教育を一般的方法に限定し、権力によって描かれた路線の中に教育を閉じ込めることは、教育の最も高尚な性格たる独立性を抹消してしまうことである」[2]ということを指摘しているのは注目すべきである。

公教育の組織は、六歳から一二歳までの子供のための「市町村立小学校」(écoles municipales)、それまでの「中央学校」(écoles centrales)に代る「市町村立中学校」(écoles communales)、科学および芸術の専門教育を行なう「専門学校」(écoles spéciales)に分かれ、さらにその頂点には、「国立アンスティチュ」(Institut National)が置かれることになっている。大革命の相続人としてシャプタルは、学校での市民教育を維持し、最初の段階の教育を「すべての者に必要である」と宣言しているが、それを義務とはしていなかった。[3] 教員は地方公務員であり、学校の教育は家庭教育の補完物であり、教員は家庭の信任を得なければならないのである。シャプタルは中央政府の介入を制限し、地方自治体当局によって代表される親の権限を尊重している。教員の選任は、市町村評議会に同数の家父が加わって、市町村評議会によって行なわれる。

このようにして教育の自由に重要な位置を与えているシャプタル案に対する世論の反応は、ゴンタールの指摘によると、「一般的には、世論によって十分歓迎された」[4]のである。しかしながら、教育の自由主義的な考え方が恐らくボナパルトの賛成を得ることができず、[5] シャプタル案は退けられたのである。

(1) シャプタル案については、M. Gontard, op. cit., p.197 et suiv.; L. Grimaud, op. cit., t. Ⅲ, p.148 et suiv.; F. Ponteil, op. cit., p.93 et suiv..

(2) Cité par L. Grimaud, op. cit., t. Ⅲ, pp.150-151.

（3）M. Gontard., op. cit., p.198.

（4）Ibid., p.199. ただし、L. Grimaud, op. cit., t. Ⅲ, p.153 は、「教育の自由に関してシャプタルによって表明された観念を世論が熱意をもって歓迎したようには思われない」としている。

（5）F. Ponteil, op. cit., p.96.

二　一八〇二年五月一日法（共和一〇年花月一一日法）による公教育の組織化

(1)　一八〇二年法の作成

シャプタル案が放棄されてから、コンセィユ・デタは公教育の再組織化のための大綱の作成にとりかかり、フゥルクロワ（Fourcroy）が準備作業の報告を担当した。フゥルクロワはシャプタルと同様に卓越した化学者であり、コンセィユ・デタの創立以来のメンバーであった。一七九三年には国民公会の議員として、公教育の問題にも発言していた。ルペルチエ案については共通教育に賛成し、さらに、ブキエ案の審議においては教育の自由の重要性を強調していた。

フゥルクロワは一八〇一年七月八日（共和九年収穫月一九日）に、コンセィユ・デタにその報告の基調を付託した。一八〇一年一〇月一六日から一八〇二年三月一五日まで、コンセィユ・デタ内務部（section de l'Intérieur）がこの報告案を綿密に検討した。内務大臣に任命されたシャプタルおよび公教育庁長官（Directeur de l'Instruction publique）のレーデレ（Roederer）がこの案の作成に非常に近くから参与していた。(1) ボナパルトは公教育の樹立の中に権力の源泉を見い出し、すべての審議に参加していく度か審議に新しい方向づけを与えた。(2)

（1）L. Grimaud, op. cit., t. Ⅲ, pp.169-170.

（2）Ibid., p.170.

(ロ) 議会への法案の提出および内容

一八〇二年四月二〇日に、フゥルクロワは立法院 (Corps législatif) に「公教育の組織に関する」(Sur l'organisation de l'instruction publique) 法案を提出し、その提案理由 (exposé des motifs) を読み上げた。[1]

フゥルクロワは提案理由の中で、まず公教育の現状批判とその再組織化の必要性を強調している。小学校については、「小学校が殆んど完全に無に帰していることおよび大部分の世代がそれに先行する世代とそれに続く世代と連携するために必要な基本的な知識を奪われていることによる事態がもたらすべき結果を恐れて、政府は、これら小学校の再組織が最も急を要して必要とされることの一つであること、そしてその施行をより長期に延期することは不可能であることを考えた」[2]のである。新しい法案の提案理由は、「小学校を組織化する必要性、中央学校の制度において六年間の経験が示した欠陥を是正する必要性、およびフランス人民の拡張された領土および増加した多数の人口に欠如している専門学校を設立する必要性」[3]の三つに要約されている。公教育の再組織化構想の基礎にある考え方は、公教育が「国の維持および国の繁栄がその上に基礎を置く知識を国の中に永続させるので、国の経済において非常に重要な位置を占めている」[4]という、教育が国家の繁栄に必要であるという考え方である。

法案は全九章、四四ヵ条から成っている。教育の段階は、市町村 (communes) によって設立される「小学校」(écoles primaires)、市町村によって設立されるかまたは個人の教師によって維持される「中学校」(écoles secondaires)、および国庫の支出によって運営される「リセ」(lycées) および「専門学校」(écoles spéciales) である (法案第一章第一条)。

小学校は第二章に規定されている。「一の小学校は、市町村の人口および地理的位置にしたがって、数ヵ市町村に同時に帰属することができる」(第二条) のである。教員は「市町村長および市町村評議会 (conseils municipaux)

によって選任され、その報酬は「(1)市町村によって供与される住宅、(2)両親によって支払われかつ市町村評議会によって定められる授業料（rétributions）」から成っている（第三条）。ここで、小学校が有償になっていることに注意しなければならない。小学校の組織化については「副知事が特別に担当し、月に一度知事に小学校の状態を報告する」（第五条）ことになっている。

中学校（第三章）は、「ラテン語およびフランス語、地理、歴史および数学の基本原則を教える」学校で、市町村もしくは個人によって開設されるものである（第六条）。中学校の設立は政府の許可（autorisation）を必要とし、「知事の監督（surveillance）と特別の視察（inspection particulière）の下に置かれる」（第八条）のである。中学校に対する政府の役割は「中学校の設立を奨励し、建物の譲渡、各県の最も優れた生徒にリセにおける無償の席の賦与、およびリセに最も多く生徒を入学させた学校の教師五〇名に与えられる特別手当によって、中学校でなされる良好な教育に補償を与える」（第七条）ことに限られている。

それまでの中央学校に代るのはリセ（第四章）で、リセは「文学および科学の教育のために設置され」、「各控訴裁判所の管轄地区に少なくとも一つのリセが置かれる」（第九条）。「各リセの管理は校長（proviseur）に委ねられ、校長の直属下に勉学についての副校長（censeur）および学校事務を司る会計官（procureur）が置かれる」（第一三条）。これらの役職は第一統領によって任命され、学校の管理委員会（conseil d'administration）を構成する（第一四条）。リセが設置された各都市にリセの管理事務局（bureau d'administration）が置かれ、管理事務局は、県知事、控訴裁判所長、刑事裁判所付政府委員、市長および校長によって構成される（第一五条）。リセ管理事務局は年少なくとも四回開かれ、その任務は、会計検査およびリセの一般的監督である（第一六条）。また、第一統領によって任命される三名の総視学官（inspecteurs généraux）が、一年に少なくとも一度リセを訪問し、経理の最終

的決算を行ない、教育および管理の全部分を審査し、それを政府に報告する（第一七条）。専門学校（第五章）は、教育の最終段階で、「完全かつ上級の研究ならびに科学および芸術の完成」を行なう（第二三条）のである。

（1） 法案および提案理由は、Archieves parlementaires, 2e série, t. Ⅲ, pp.476-485. 一八〇二年法の正文は、Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat, t. XIII, Paris, 1826, p.410 et suiv.

（2） A. P., 2e série, t. Ⅲ, p.479, 1 col.

（3） Ibid., p.479, 2e col.

（4） Ibid., p.479, 1re col.

(ハ) 護民院および立法院の審議

法案はまず慣行にしたがって四月二一日に護民院（Tribunat）に送付され、護民院では四月二八日に賛成八〇、反対九の多数で賛成の意見が表明された。そして五月一日の立法院では、賛成二五一、反対二七で可決された。

護民院での審議は四月二六日に開始された。まずシャスィロン[1]（Chassiron）は、小学校のプログラムに農業を加えることを提案した。ついで、シャラン[2]（Challan）およびジャール＝パンヴィリエ[3]（Jard-Panvilliers）が法案に賛成の意見を述べた。ジャール＝パンヴィリエは、シャスィロンの農業を加えるという議論に対しては、「農業は学校へいくよりも鋤を持った方がよく身につく」[4]ものであるという反駁を加えた。カリオン＝ニザス（Carrion-Nisas）は、公教育がオラトリオ会の修道会をモデルにしてつくられた特別の団体に委ねられるべきであると提案した[5]。

翌二七日には、カレ（Carret）がまず法案に賛成した[6]。デュシェーヌ（Duchesne）はこれに対して法案に反対した。デュシェーヌの反対の根拠は、自由かつ平等な個人の養成を目的とした革命期の公教育観念の擁護にある。すな

わち「フランス革命は社会のある階級のみのためになされたのではない。それは、市民的・政治的権利に関し絶対的に平等な大勢の人間の共通の利益を目的として有していた。すべての者が自由の貴重な征服に協力し、自由を維持していくことに利害を有する。いかなる特権への復帰も自由の勝利を弱めるべきではない。そして最も危険な特権は、フランス人民の大部分からその第一段階における公教育の計り知れない利益を奪い、最も多数の市民の近づくことのできない私立学校に国民的な財産のすべてを戻してしまう特権である。」[7]そして、すべての者に必要な公教育を財政的見地から消極的に考える考え方に対しては、「ここで我々が考えなければならないことは、公財政の利益ではなく、むしろ、その真の栄光ならびに自由を熱望する人民の下での現在の世代および将来の世代の運命である」[8]ということである。このような基本的観点から、法案が小学校教育を市町村評議会に委ね、財政を両親の払う授業料に求めることに強い批判を加えている。[9]ついで、デュヴィダル(Duvidal)が法案の採択に賛成の意見を表明した。特に法案第八条で中学校の開設に政府の許可を必要とするということが公教育の独立性を侵害するという考え方に対して、「事物の本性が政府に与えている監督権行使の結果として、中学校が開設後直ちに命令によって閉鎖されることがあり得るのであるから、許可なしに一の学校を開設する権能を市民に与えることは空虚である。悪を事後に償うより事前に予防することの方が一層よいのである」[10]という議論によって、中学校の開設が許可制になっていることを正当化している。

四月二八日に発言したダリュ(Daru)は宗教教育について法案が沈黙していることを批判している　すなわち「公教育において宗教を認めないことは不可能のように私は思われる。このような宗教の除外は、それについて私は証明したと考えるが、教育自体を無力にする。それは子供にとって不当であるし、父親にとっては恐ろしいことである。それは不得策であり、国にとって危険である。」[11]として、公教育における宗教教育の重要性を指摘しているのであ

る。最後にシメオン (Siméon) が立ち、デュシェーヌに反論して法案を擁護した。[12] ついで法案が投票に付され、賛成八〇、反対九で承認されたのである。

立法院での審議は四月三〇日に始まった。護民院を代表して、まずジャール＝パンヴィリエが護民院で法案を承認した理由を説明した。[13] ジャール＝パンヴィリエの演説において示された法案の重要な問題をみてみよう。第一に、コンドルセ案について触れ、コンドルセ案は文化が発達した将来において理想的なものであっても、現状においては財政上の理由から実現不可能であることを指摘している。すなわち、「有名かつ不幸なコンドルセによって提案された計画は、恐らくコンドルセが目標とした開明された国民、および科学が大きな進歩を遂げ、かつ非常に一般的に普及した一世紀の終りに応わしい一種のぜいたくな教育を与えるものである」が、「コンドルセ計画を実現する費用が巨額である」ことによって実現困難であるというのである。[14] 第二は、小学校の教師が市町村長および市町村評議会において選任される点についてである。この選任方法は、「非常に賢明な」ものであり、それは、「よい選任をすることに直接の利害関係を持たなかったり、あるいは少なくとも教師の候補者について誤らないように十分知りうる範囲に必ずしもいないところの市町村に最も一般的に関係ない人間によって構成された審査委員会に教師の選任を委ねる方式と、学校の所在する地区のすべての家父に選任権を与えようとする人達の意見との丁度中間にある」[15] のである。つまり、「市町村長および市町村評議会の構成員は一般的には家父であり、かつ当該市町村の最も開明された人間である」から、一方では、家父の利益を代表すると共に、他方では、家父に選任権を与える結果発生が予想される不都合をも防止するというのである。第三には、護民院の審議でダリュから提出された宗教教育の問題についてである。「排他的な宗教を認めていない国において宗教はすべての者にとって同一のものであり得ないので、その宗教的見解がどのようなものであれ、すべての市民の子弟が差別なく入学が許される学校において、宗教を教育の対象とするこ

とはできない」[16]ことを明らかにしている。

ついで、政府を代表してフゥルクロワが法案の説明をし、護民院において提出されたいくつかの疑問点に対して答えている。そのうち重要な問題点は次の通りである。第一には、小学校についてで、すべての者に必要とされる小学校を国庫の支出によって設置しなければならないという批判に対しては、フランスではそのため少なくとも四万の小学校を設置しなければならなくなり、それは財政的に不可能であると答えている。[17]第二には、中学校についてで、中学校に対する政府の許可と監督が学校が必要とする独立性を侵害するものではないかという批判に対しては「教育内容および教育方法を詳細に命令することなしに、リセの勉学に先行すべき文学および科学知識の基礎を私立中学校において十分教授されるようにすることが重要であり」、政府の監督は、「私立中学校が必要とする独立性の方式を何ら侵害しうるものを含むものではない」と答えている。[18]

翌五月一日に、シメオンおよびレーデレが法案に対して賛成演説を行なった後に、投票に付され、賛成二五一、反対二七で可決された。

（1）A. P., 2e série, t. Ⅲ, pp.519-521.
（2）Ibid., pp.521-525.
（3）Ibid., pp.525-526.
（4）Ibid., p.526, 1re col.
（5）Ibid., p.526.
（6）Ibid., pp.527-529.
（7）Ibid., p.530, 1re col
（8）Ibid..

(9) Ibid., p.530, 2e col.
(10) Ibid., p.533, 1re col.
(11) Ibid., p.540, 1re col.
(12) Ibid., pp.540-542.
(13) Ibid., pp.544-550.
(14) Ibid., p.544, 2e col.
(15) Ibid., p.545, 2e col.
(16) Ibid., p.549, 2e col.
(17) Ibid., p.551, 1re col.
(18) Ibid., p.573, 1re col.

(3) 一八〇二年五月一日法の特色

一八〇二年法の第一の特色は、公教育の目的が革命期の諸公教育計画にみられたように個人ではなく、国家的目的が前面に出てきたことである。教育が国家の繁栄および国の経済の中に重要な位置を占めているということは、前述したようにフゥルクロワの議会における提案理由の中に明らかにされていた。さらに、一八〇二年法作成に重要な役割を果したレーデレの立法院での五月一日の演説の次のような言葉の中にも、公教育の目的が単なる個人ではなく、父子関係を擬制することによって市民を国家に結びつけるものであることが明らかにされている。

「個人を改善するために、個人を祖国に奉仕することを一層可能にするためにも、科学を教えることは公教育の唯一の目的ではない。公教育の目的はまた、父親をその子供によって、子供をその父親によって政府に結びつけることである。それは一種の公的父子関係 (paternité publique) あるいはむしろ国民的家父長制を樹立することであり、この国民的家父長制に父親は子供のために頼り、子供はそこから大人になるために必要なすべてを引き出す。……そ

れを保持する者を高尚にし、それを与える者の歩みを確保するところの絆によって市民を政府に結びつけること、これこそ政府が果そうと望んだ目的である。人間を開明してお互いに結びつけることは、人間を政府の権威の下に置くだけではなく、知力の権威の下に置くことであり、自分自身で権威に位置を占めることである。(1)」

一八〇二年法の第二の特色は、小学校について教育の義務性のみならず無償性が否定されたことである。特に無償性を否定した理由は、財政上の実現不可能性という観点からである。すなわち、護民院で革命期の公教育計画を擁護したデュシェーヌの批判に対しては、無償性の原則自体の正当性を各論者とも承認しながらも、主として財政的理由から無償性が反対されていたのである（特に、シメオン、ジャール＝パンヴィリエ、フゥルクロワの議論）。

第三の特色は、公権力の介入が増大したことである。中学校については、市町村もしくは私人による中学校の開設を政府の許可と知事の監督に服しめる点において、中学校開設の自由に大きな制約を加えている。教育の自由の後退は、中学校のみならず、小学校（第五条）やリセ（第一三―一七条）に対する公権力による規制にもみられる。

結局一八〇二年法の体制は、グリモオの指摘するように、「執政政府が大革命と帝政との間の一段階であったと同様に、中間的体制(2)」であり、革命期の教育の自由主義体制からナポレオンの国家独占体制への橋渡しなのである。

(1) A. P., 2e série, t. Ⅲ, pp.571-572.
(2) L. Grimaud, op. cit., t. Ⅲ, p.259.

(ホ)　一八〇二年法の適用

一八〇二年法の執行の任務は、法律の制定にあたり主要な役割を演じ、一八〇二年九月に公教育庁長官（Directeur de l'instruction publique）に任命されたフゥルクロワがあたった(1)。一八〇二年法によって特別に学校を監督する任務

を持った知事および副知事の活動については、一八〇二年法発布の一年後の共和一一年花月二一日にフウルクロワによって行なわれた一八〇二年法の適用状態についてのアンケート調査によって知られている。その結果、知事の中には非常に熱心に学校設置の働きかけを行なった者もいるが、多くの知事は小学校について無関心であった。多くの知事は緊急に解決しなければならない問題を多くかかえており、学校の組織化は緊急を要するものとは考えなかったからである。また学校の発展に対する障害として、革命期でも問題になっていた市町村の財政不足および教師不足が指摘された。

共和一一年以後は、中央政府が初等教育の問題に全く無関心になり、また、知事も例外を除くと教育の問題を放棄していた。そこで、学校に関する問題が論議されたのは、地方の枠の中での市町村長、市町村評議会、市町村住民および司祭の間であり、これはアンシャン・レジームの状況に舞い戻ったとされている。(2)

都市においてはまず、貧困者対策事務所 (bureaux de bienfaisance) によって保有されている生活困窮者のための無償の学校たる慈善学校 (école de charité) が復活した。慈善家が無償学校の設置と維持のために参与し、修道士、修道女がこれら慈善学校の長になるのがしばしばみられた。慈善学校の他に、授業料によって維持され、場合によっては市町村評議会によって補助を受けた有償の学校が発展した。市町村に慈善学校が存在しない場合には、貧困者対策事務所が有償の学校に金を出して貧困者の子供を入学させることもできた。農村部では、教師は現金または現物で支払われる授業料で生活しており、授業料は両親と教師との間の合意によって定められ、場合によっては市町村評議会の審議を経て契約によって定められた。

教師についても、まずアンシャン・レジーム下の教師の残存者が就任し、それに僧侶、旧ジャコバン党員などが加わった。さらに、都市では仕事のない職人や革命で財産を失って働かざるを得なくなった旧家の子女、農村部では農

業職人のような本来教師の資格を有しない者が生活上の必要から教師になった。教員の選任は、理論上は教育審査委員会や市町村の名士の審査に服する義務が残っていたが、実際上は簡単な審査であったり、特に農村部では審査自体も廃止されることが非常にしばしばあった。ゴンタールの指摘によると[3]、結局、一八〇五年の教師は、アンシャン・レジーム下の学校教師よりも、精神的にも物質的にも一層惨めな状態に置かれており、教師職のもたらす利点は殆んどなく、何人も惹きつけなかったということである。

教育に対する国家の効果的な活動が欠如しているところから、教会の役割が増大してきた。大革命によって教会と学校との関係が切断され、教師と教育内容が非宗教化され、教師は司祭の監督から解放されていたのが、特に、一八〇一年に、ナポレオン・ボナパルトと教皇ピオ七世との間に締結されたコンコルダ（Concordat）によって、教会と学校との関係が復活してきた。まず教師については、学校を開設する聖職者の数がしだいに増加してきた。教育内容についても、殆んどすべての教師は革命期の最も高揚した時期においてすら多くの者が行なっていたキリスト教教育を再び行なうようになった。教理問答が教えられ、授業は祈禱によって始まり、祈禱によって終るという状態であった。

（1）以下、M. Gontard, op. cit., p.212 et suiv. による。
（2）Ibid., p.219.
（3）Ibid., p.223.

第二節　第一帝政期における「帝国大学」の創設（一八〇四年五月―一八一四年四月）

今日大学（université）の観念は高等教育を行なう制度的な団体を意味するのであるが、フランスにおいて大学と

いう言葉が常にこのような意味で使われていたわけではない。(1) 一八世紀初頭からアンシャン・レジーム末期まで、大学は教師と学生との職能団体 (corporations) であり、完全な形の大学は、学芸、神学、医学および法学の四つの学部を有していた。後者の三つの学部は高等教育を行なうものとしても、学芸学部は実際上は今日でいう初等および中等段階の学校であった。このようなアンシャン・レジーム下の大学は大革命によって廃止された。ナポレオンはアンシャン・レジーム下の大学とも今日の大学とも異なったものをつくった。ナポレオンの「大学」(Université) は、小学校から大学学部までの全教育段階を内容とするもので、今日の言葉でいえば「国民教育」(Education Nationale) に対応するものである。すなわち、「帝国大学」(Université impériale) はすべての段階の学校およびこれら学校の教師を同時に集めたものである。このような意味の大学が復古王政後まで存続し、「大学」による教育の独占から免がれる可能性が法的に認められるにしたがってしだいにその内容を失って行き、一八五〇年頃から国民教育の意味での大学の観念は法文から完全に消滅するのである。なお、今日の意味での大学は一八九六年七月一〇日法によって与えられたのである。

(一) 大学の観念については、Ch. Fourrier, op. cit., pp.67-68; Les institutions universitaires, collection ≪Que sais-je?≫ n° 487, Paris, P. U. F., 1971, pp. 5-7.

一 一八〇六年五月一〇日法による「帝国大学」の設置

(イ) 法案の準備

ボナパルトが教育を国家に独占するように考えるに至った理由は、子供のときからフランス人の感情を方向づけ、そして教育の独占を統治の強力な手段、支配の可能な道具として利用しようという意志によるものであった。(1) 一八〇

六年の初頭にナポレオン・ボナパルトは、公教育庁長官フォルクロワに法案の基礎となる報告書の作成を命じた。この報告書はナポレオンの考え方を忠実に表現しており、教師団（corps enseignant）の観念が明らかにされている。すなわち、「このような制度を要請する高度の政治的考慮の他に、一の教師団の設置は公教育を完全な崩壊から救う依然として唯一の手段である。…陛下が考え出され、そして計画をお立てになった職能団体（corporation）のみが、公教育を再生しその繁栄を可能にするのである。」ということであり、さらに「教師団は一つであるから、それを動かす精神は必然的に一つになろう。そしてこのような関係の下で、新しい教師団は旧職能団体にはるかに優位する。旧職能団体は互いに嫉妬したセクトを形成していた。……これら各種の修道会の中で、国民精神は常に団体の個別精神に従属していた。ここでは精神はいたるところで同一である。……精神は顕著にフランスのもの、すなわち、すべての者は唯一の目的、宗教の原則によって有徳で、その才能およびその知力によって国家に有用で、愛と義務によって政府に結びつき皇帝に献身する臣民を養成する目的しか持っていないのである」ことを指摘している。(2)

この報告書の中で、一の教師団によって統一された単一的、画一的教育が国民の道徳的単一性を確保するということが明らかにされている。このような考え方が「帝国大学」の創設へと導くのである。

一八〇五年一二月には、ナポレオンはフォルクロワに法案をコンセィユ・デタに付託することを命じた。(3)一八〇六年二月から四月末まで、コンセィユ・デタはナポレオンの実際上の主宰の下で週二回法案の審議に従事し、法案は九回起草され直されたといわれている。最終法案ができてから、このような重要かつ複雑な問題を急いで立法化すべきでないと考えて、ナポレオンは立法院に「帝国大学」（Université impériale）の名称の下で一の教師団の創設のみを提案することに決めた。

ナポレオンの提案に対しては、一方では、祭祀大臣（Ministre des Cultes）のポルタリス（Portalis）から他方

では、内務大臣のド・シャンパニュイ (De Champagny) からの反対論が出された。ポルタリスは父親の自然権という観点から反対した。すなわち、「父親に自分の家で自分の子供を養育することを認めたのと同一の原則が、すべての父親に自分がよいと考える教師に自分の子供を委ねる自然権を保障している」のであり、それは、「非常に微妙な対象についての父親の神聖な諸権利を破壊する以外の何物でもない」[4]ということである。ド・シャンパニュイは、「単一の教師団、排他的職能団体がとりわけその従属下にすべての下級教育段階そして私立学校までを置くべき場合に」その原則自体に反対した[5]。「このような団体が国家の中に一の道徳的、政治的権力をある日獲得し、国家を思想の支配者に、すべての家庭の支配者にしてしまい」「教師団の単一性が国家を教育における一種の専制主義に導く」おそれがあるからである。

ナポレオン皇帝はこれら二つの意見を立法院議長のフォンターヌに伝え、彼の意見を求めた。フォンターヌは「陛下、もし我々が同質的でその古い伝統によって生活している社会で行動しなければならないとすると、これらの反対は克服できないと私は思います。しかし一の革命の翌朝無政府から脱出し、反対陣営を前にして、あらゆることにおけると同じく教育において、諸見解と政府の統一性が必要であります。フランスは少なくともある時期には唯一の大学を必要とし、そして大学は唯一人の長を必要とします[6]」と答えて、皇帝を満足させた。

(1) L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.24.
(2) Cité par. L. Grimaud. op. cit., t. IV, pp.48-50.
(3) L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.52 et suiv. ; M. Gontard, op. cit., p.236 et suiv.
(4) Cité par L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.53.
(5) Cité par L. Grimaud, op. cit., t. IV, pp.53-54.
(6) Cité par L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.54.

㈣　一八〇六年五月一〇日法の制定

ナポレオン皇帝は、公教育を詳細にわたって規制する法案を立法院に提出するという考えを断念して、原則だけを決めた次のような三カ条よりなる「教師団の形成に関する」法案[1]の提案理由の作成をフゥルクロワに命じた。

第一条「帝国大学（Université impériale）の名称の下で、帝国全体において公教育（l'enseignement et l'éducation publics）を排他的に担当する一の団体（corps）が形成される。」

第二条「教師団の構成員は、市民的・特別のかつ一時的義務（obligations civiles, spéciales et temporaires）を負う。」

第三条「教師団の組織は、一八一〇年の会期に、立法院に法律の形成によって提出される。」

一八〇六年五月六日に、フゥルクロワは立法院において法案の提案理由を朗読した[2]。フゥルクロワは、まず「私は新しい教育計画を諸君に付託するものでも、数年来公教育に対してなされてきたことを覆すことを諸君に提案しにきたのでもない」ことを述べ、「皇帝が諸君に提出するよう私に命じた案は、以後の一の会期に諸君に付託すべき一のより完全な法律の要点および下準備にすぎないものである[3]」ことを明らかにしている。法案の目的は、「新しい諸制度を強固にし、この諸制度の多様な部分を互いに関連させ、一般行政との必要な関係を安定した方式で樹立する」ことであり、「教師団の形成がこの目的を達成するために要求され、そしてこの原則こそが若者のすべての教育体制がその上に築かれるべき根本的基盤になる[4]」のである。

フゥルクロワの提案理由によると教育の目的は次のようになっている。「もし教育を受ける個人との関係によってのみ考えると、政府は教育を父親の配慮に放棄してしまい、それを一般的監督の対象にしかしなくなりうるであろ

う。しかしその上に、教育が考えられなければならないもう一つの観点がある。公務員（fonctionnaires publics）、すなわちその能力および知力が国力を構成し、かつ、その意見がそれがよいものであれ悪いものであれ非常に強力に彼らが何時も接触を持っている社会のすべての階級に対して影響を与えるところの人間を養成するのは、教育に属しているのである。そして、公務員という言葉によって、私は行政的地位を占め、また裁判所に席を置いたところの政府がその権限の一部分を委任した者のみならず、公的性格を有するすべての者、宗教の神聖な寄託を担当する祭祀の執行人、法律を解釈する弁護士、市民の意思を作成する公証人、国家がその最も高尚な希望を託する青少年の教員を含むものと理解するのである。(5)」このように教育の目的として国家目的が設定されているところから、教育に介入する政府の権利および義務が導かれるのである。「政府は青少年の教育に介入するとき、単に権利を行使するのみならず、さらに神聖な義務を果すのである(6)」。

「帝国全体に対して画一的であり、同一の知識を与え、同じ社会において生活しなければならない諸個人に同一の原則を教え込み、いわば唯一の団体しかつくらず、同一の精神しか持たず、そして感情および努力の全員一致によって公共善に協力すること」が重要性を持っていることから、私教育よりも公教育が優れていることが理由づけられている(7)。つまり、教育の国家的重要性の観点から、「青少年を投機あるいは趣味や熱狂で育て、しかも政府の多かれ少なかれ直接の監督から独立して育てる者にもっぱら放棄してしまう」ことはできなく、公立学校が必要になるのである。

ところで現状においては、パリ大学以外の大学は、「同一の権威に従属することなく、同一の点に集中することなく、その方法は各地で異なっており、そして政府はその実績を確保し、その運営を指導し、その格差を是正するいかなる直接的な手段も有していない」という状態であり、この法案はまさにこのような欠陥をなくしようとするもので

ある。[8]「教育は各地で画一的かつ完全なものになる」のであり、特に、「帝国全体に対する一の教師団の創設」によって「教師団が学校に対して及ぼす影響、教師団に惹起する一般的競争心、およびその組織化の結果生ずる原則としての勉学の画一性」を容易に予測できるのである。

フゥルクロワは以上のように一般的な新しい法案の目的を説明してから、第一条は、帝国全体において青少年の公教育を担当する一の団体すなわち帝国大学の形成を行なうものであることを明らかにしている。そして、「共和一〇年花月一一日法によって樹立された基礎の上に四年来再建された公教育のあらゆる構成体の完成として、この教師団の形成が提示されなければならないのであり、同時にそれは公教育体系の最も強力な保障なのである」[9]。第二条で示された教師団の義務の一般的基礎は、「従属が現行教育施設の最も弱体な部分であることは経験の示すところであり」、「たとえ科学および文学の研究が一定の独立性を要求しているとしても、学習と教育施設の正常な運営はアナーキーでもっては存続することはできず、そして各地位の義務を規制しなければならないのは、もっぱら各人の権利を維持するためである」[10]というところにある。

以上みてきたように、フゥルクロワの提案理由は、国力を構成する公人を養成するという教育の国家的目的から教育に対する国家の権利と義務を導き出し、そして教育の画一性が要請されることを明らかにし、そのため国全体の教育を「帝国大学」という名称を有する教師団という一の権威に従属させる必要性を説いているのである。

フゥルクロワの提案理由説明が終ってから、立法院は法案を護民院に送付した。護民院で採択を受けた法案は一八〇六年五月一〇日再び立法院に戻された。五月一〇日の立法院では、護民院を代表してフレヴィル（Fréville）が演説を行なった。フレヴィルは「法案が護民院の内務部によって」、「社会秩序の改善における大きな一歩として考えられ」、「内務部は熱狂的にその考え方を理解した」ことを明らかにした。[11]立法院において法案は賛成二一〇、反対

四二で可決された。[12] このようにして、一八〇六年五月一〇日の法律が原案通りに制定されたのである。

(1) A. P., 2e série, t. X, p.401, 2e col. なお、この法案は原案通りに可決されたが、一八〇六年法の正文は、Duvergier, op. cit., t. XV, p.441 による。
(2) A. P., 2e série, t. X, p.401 et suiv.
(3) Ibid., p.401, 2e col.
(4) Ibid., pp.401-402.
(5) Ibid., p.403.
(6) Ibid., p.403, 2e col.
(7) Ibid. p.403-404.
(8) Ibid., p.405, 1re col.
(9) Ibid., p.406, 1re col.
(10) Ibid.
(11) Ibid., p.406, 2e col.
(12) Ibid.

二　一八〇八年三月一七日および同年九月一七日の皇帝デクレによる「帝国大学」の組織化

一八〇六年法第三条によると、「教師団の組織は、一八一〇年の会期に、立法院に法律の形式によって提出される。」ことになっており、教師団の組織は立法院によって法律の形式で定められることが要請されていた。コンセィユ・デタには九つの法案が付託され、ナポレオンは新しい法案起草の基礎をコンセィユ・デタに命じた。皇帝はいく度かコンセィユ・デタの会議に出席し、審議中の法文に修正を加えるために介入した。[1] 最終的には一八〇六年七月四日の会議で法案はコンセィユ・デタにおいて採択された。

しかしながら最終的には、一八〇六年法第三条の規定にもかかわらず、ナポレオンは法案を立法院に提出することなく、皇帝のデクレとして発布することにした。[2] このようにして一八〇八年三月一七日に、一四四カ条からなる「大学の組織に関するデクレ」[3] (Décret portant organisation de l'Université) が公布された。このデクレは、三〇カ条からなる一八〇八年九月一七日の「帝国大学の規則を内容とするデクレ」[4] (Décret contenant règlement pour l'Université impériale) によって補完された。

(1) L. Grimaud, op. cit., t. W, p.63 ; M. Gontard, op. cit., p.237.

(2) L. Grimaud, op. cit., t. W, p.64 によると、ナポレオンが立法院に法案をかけることなくデクレとして発布することにした理由は、「答えるのは不可能である」が、「多分、教師団の形成に関する法案の票決が立法院の投票において反対票を投じた四二名の議員の反対にあったことを考えて、方針の十分定まって彼の意見をくじくことの起りうる議会の反対に遭遇することの恐れがあったからではなかろうか」としている。

(3) 本デクレの正文は、Duvergier, op. cit., t. XVI,p.263 et suiv.

(4) 本デクレの正文は、ibid., p.343 et suiv.

A　一八〇八年三月一七日の皇帝デクレの内容

(イ)　「帝国大学」による教育の国家独占とその一般的組織

本デクレ第一章は「大学の一般的組織」について規定している。まず、「公教育 (enseignement public) は、帝国全体にわたり大学 (Université) に排他的に委ねられる。」(第一条) という規定によって、教育が「大学」によって独占されることを明らかにしている。「帝国大学」による教育の独占は、学校を全部公立化することを意味するのではなく、私立学校を「帝国大学」の長の許可にかからせ、それを一の国家機関たる「帝国大学」の中に統合する

ことを意味するのである。すなわち、「いかなる学校も、いかなる何らかの教育施設も、帝国大学の外で、かつ帝国大学の長の許可（autorsation）なしに構成することはできない。」（第二条）のである。また、「何人も、帝国大学の構成員たることなしに、かつその大学学部の一によって学位を得なければ、学校を開設することも、公的に教育することもできない。」（第三条）ことによって、あらゆる学校の教師は「帝国大学」の構成員になるのである。

「帝国大学」の組織は次のようになっている。まず、「帝国大学は、控訴院と同数の大学区（académies）によって構成される。」（第四条）のである。次に、各大学区に属する学校は、高等教育を行なう大学学部（facultés）、中等教育を行なうリセ（lycées）、コレージュ（collèges）、私立学院（institutions）、私立寄宿学校（pensions, pensionnats）、初等教育を行なう小学校（petites écoles, écoles primaires）である（第五条）。

高等教育を行なう大学学部は、「科学を深く窮めることおよび学位を授与すること」を任務とし（第五条一号）、神学部、法学部、医学部、数学・物理学部、文学部の五つの学部がある（第六条）。

中等教育は、「古語、歴史、修辞学、論理学および数学・物理学の基本」を教える国の公施設たるリセ、「古語の基本および歴史と科学の基本原則」を教える市町村立中学校たるコレージュ、個人教師によって開設される学校でコレージュと同等の教育を行なう私立学院、個人教師によって開設され学院より下位の教育を行なう私立寄宿学校の四つのカテゴリーの学校で行なわれる。

初等教育を行なう小学校は、「読み書きおよび算術の初歩を学ぶ」だけであり、ナポレオン帝政期の立法は小学校について特に規定することなく、執政政府期の立法が存続している。したがって、小学校は無償でも、義務的でもない。

(ロ) 「帝国大学」の行政

「帝国大学」の行政は、中央行政、大学区行政および知事行政に分かれる。

(一)　中央行政

「帝国大学」の頂点には、大学総長（Grand-Maître）、大学書記官（Chancelier）および大学財務官（Trésorier）の三つの官職が置かれる。この三つの官職は皇帝によって任命され、かつ罷免される（第五〇条および第六五条）。大学総長の主な権限は、「大学」の行政および教育職員の任命と教師団の昇進を行ない（第五一条）、リセの給費生を任命し（第五三条）、学校開設の許可を与え（第五四条）、学校、大学の官吏、教師団構成員の昇進の一覧表を毎年皇帝に提出し（第五五条）、大学構成員の懲罰を行ない（第五七条）、各学校に規律を定めた規則を与え（第六〇条）、大学評議会（Conseil de l'Université）を召集、主宰し、その構成員を任命し（第六一条）、各学校の収支決算書の提出を受け、それを大学評議会に提出する（第六二条）ことである。

大学書記官は、「大学」の行政任務を担当し、「大学」の記録および官印を管理する（第六七条）のである。

大学財務官は、「大学」のすべての財政問題を担当し、特に大学の収支を担当する（第六八条）のである。

大学評議会は三〇名の構成員よりなる（第六九条）。一〇名は終身評議員（conseillers à vie）で、そのうち六名は視学官（inspecteurs）から、四名は大学区総長（recteurs）から皇帝によって選任される。（第七〇条一項）。二〇名は通常評議員（conseillers ordinaires）で、視学官、学部長および学部教授、リセ校長の中から選任される（第七〇条二項）。通常評議員は任期一年で、大学総長が任命する（第七一条）。

大学評議会は少なくとも週二回開催される（第七四条）。大学評議会の任務は、大学の行政、規律および教育に関してである。すなわち、各段階の学校の規則および規約集を審議し（第七六条）、学部、リセおよびコレージュの内部秩序、経理および一般行政に関するすべての問題を審議し、これら学校の予算を決定し（第七七条）、大学構成員

の退職（réforme）および免職（radiation）による懲戒処分を決定し（第七九条）、リセおよびコレージュの教科書および図書館所蔵書を許可し（第八〇条）、視学官の報告を受ける（第八一条）ことなどである。

大学総視学官（inspecteurs généraux de l'Université）は、大学総長によって任命され（第九〇条）、大学学部、リセおよびコレージュを視察し、教育、行政および経理を監督する任務を有している（第九一条）。

(3) 大学区の行政

控訴院と同数の大学区が存在する。各大学区の頂点には、大学区総長（recteur）、大学区視学官（inspecteurs d'académie）および大学区評議会（conseil académique）が置かれる。

大学区総長は任期五年で、大学総長によって任命される（第九四条）。大学区総長の主な任務は、学部長、リセ校長およびコレージュ校長の報告を受けて、これら学校の行政を指導し（第九七条）、大学区視学官によって、特にコレージュ、私立学院および私立寄宿学校を視察、監督させる（第九八条）ことである。

大学区視学官は大学区総長の推薦に基づき大学総長によって任命され、その任務は、コレージュ、私立学院、私立寄宿学校および小学校の訪問と視察を行なうことである（第九三条）。

大学区評議会は、大学総長より選任される一〇名の構成員よりなる（第八五条）。大学区評議会は大学区総長によって主宰され、少なくとも月二回開催される（第八六条）。大学区評議会の任務は、大学区の学校の状態　学校の規律、経済的管理または教育において起こりうる濫用、学校に関する争訟事件、大学構成員の懲戒、リセおよびコレージュの会計検査を扱うことである（第八七条）。

(三) 知事行政

知事行政はリセ、コレージュ、私立学院および私立寄宿学校に対して行使される監督権を有する。副知事はこの監

督権を行使するために知事によって委任を受けることができる。小学校教員は執政政府期の一八〇二年法によって市町村当局によって任命されるので、知事は教員に関する審議に賛成または反対することができる。

(ろ)　「帝国大学」における教育内容の特色

「帝国大学」のすべての学校はその教育の基礎として「(1)カトリック宗教の教え（préceptes）、(2)皇帝、人民の幸福の受託者たる帝国君主制、およびフランスの統合と諸憲法によって宣言されたあらゆる自由主義思想の保持者たるナポレオン王朝への忠誠、(3)教育の画一性という目的を有し、かつ国家のために彼らの宗教、彼らの君主、彼らの祖国および彼らの家族に愛着を持った市民を養成することを目ざす教師団の規約への服従、(4)すべての神学の教授が、一六八二年のフランス聖職者の宣言の中にある四つの提言に関する一六八二年の勅令の規定に合致しなければならない」こと（第八三条）を置いている。

「帝国大学」の教育内容の第一の特色は、教育の基礎として、「カトリック宗教の教え」を置くことによって、教育と教会との協力関係を樹立したことである。コンセィユ・デタの原案では、「カトリック宗教」（religion catholique）という言葉の代りに「キリスト教」（religion chrétienne）という言葉が使われていたのである。(1)「カトリック宗教」に代えたことに対して、プロテスタント側からは、「カトリック宗教」を「キリスト教」という言葉と同じ意味に理解することが要望され、結局、良心の自由の尊重から第三八条の規定はプロテスタントには適用されないことが約束されたのである。グリモオの指摘によると、ナポレオンが宗教に公教育において一の重要な地位を与えたのは、信仰上の理由からではなく、世俗的観点からその結果生ずる効用を考えたからである。(2)

「帝国大学」の教育内容の第二の特色は、「皇帝、帝国君主制およびナポレオン王朝への忠誠」を教育の基礎にしていたことである。革命期の公教育計画では共和主義的原則が公教育の基礎になっていたのであるが、このように現

に権力を有する政府と学校との間の忠誠関係を樹立したのはナポレオンの「帝国大学」が始めてである。つまり、ナポレオン公教育構想の国家主義的性格の基礎にあるのは、皇帝およびその王朝に対する個人的性格を有する忠誠関係である。このような公教育の国家への従属は、皇帝によって任命される大学総長を頂点とする中央集権的な管理機構によって担保されるのである。

三月一七日の皇帝デクレが発布されたときに、同デクレの第三八条を補完する小冊子『帝国教理問答』(Catéchisme impérial) が出版され皇帝および皇帝の家族に対して子供が果すべき義務の詳細が定められた。(3) ナポレオンは自己の権威を宗教的かつ教義的に認めさせようとしたのである。

「帝国大学」における教育内容の第三の特色は、教育方法の画一性である。まず、大学総長が大学評議会に各種の学校に配分される教育段階を審議させる。すなわち、「大学総長は大学評議会に、教育が帝国のあらゆる部分において可能な限り画一的に配分され、そしてよき学習に有用な競争心が確立されるように、各種の学校に配分されるべき教育段階に関する問題を審議させる。」(第一〇六条) のである。つぎに、「大学評議会は、生徒の手中に置かれ、または置かれるべき教科書を承認または拒否する。」(第八〇条) ことによって、教師は大学評議会によって選定される教科書を使用するのである。教育の画一性を確保するために、「帝国大学」の構成員に、「帝国大学」の原則に違反する者を密告する義務を課している。すなわち、「帝国大学の構成員は、諸公教育施設において教師団の教説および諸原則に反すると知ったことをすべて、大学総長およびその官吏に報告する義務を有する。」(第四六条) ということである。

以上のように「帝国大学」の教育内容の特色は、公教育の基礎に宗教および政府を置き、かつ、その教育方法が画一化されていることである。

(1) L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.85 et suiv.
(2) Ibid., p.89.
(3) Ibid., p.89 et suiv.

㈡ 「帝国大学」の管理者の任命

「帝国大学」の創設に関してフゥルクロワが大きな役割を果したが、大学総長に任命されなかった。[1] フゥルクロワは革命期の人間として国民公会の公教育作業の組織者の一人であり、彼自身カトリック教徒ではなく、聖職者の影響から独立した公教育を考えていた。したがって、フゥルクロワは一八〇八年三月一七日の皇帝デクレ第三八条によって「カトリック宗教の教え」が教育の基礎と定められたことと適合しないことになり、ナポレオンは、「帝国大学」の首長にカトリック教徒を起用することを考えた。そこで、一八〇八年三月一七日の皇帝デクレによって、[2] 立法院議長であるフォンタース (Fontanes) が大学総長に、ヴィラレ (Villaret) 司教が大学書記官に、デランブル (Delambre) が大学財務官に任命された。フォンタースはカトリック教徒であり、文学者としての才能を有していた。フォンタースの大学総長としての選任は哲学者達に対する宗教的党派 (parti religieux) の勝利を示すものであると、ポンティユは指摘している。[3] フォンタースは一八一五年二月一五日に大学総長職が廃止されるまで職にとどまった。

大学評議会の一〇名の終身評議員には、大革命の人間は一人もおらず、旧アレ (Alais) 司教ド・ボセ (De Bausset) サン＝シュルピス (Saint-Sulpice) 修道会長エメリィ (Emery) のような聖職者や著名な哲学者ド・ボナール (De Bonald) が任命された。大学評議会通常評議員、総視学官、大学区総長の大多数も熱心なカトリック教徒であった。

以上のように「帝国大学」は、単にその教育の基礎としてカトリック宗教の教えを置いただけではなく、大学総長

をはじめとする大学行政の管理者をカトリック教徒で固めたのである。しかし他方実際に生徒に教育を行なう教師については、大学の管理者が望んだような宗教的精神を持った教師を十分集めることができなかったことが指摘されている。(4)

(1) 以下、L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.116 et suiv. ; F. Ponteil, op. cit., p.128 et suiv.
(2) Duvergier, op. cit., t. XVI, p.274.
(3) F. Ponteil, op. cit., p.131.
(4) L. Gimaud, op. cit., t. IV, p.155.

三 一八一一年一一月一五日の皇帝デクレ

(イ) 一八一一年一一月一五日皇帝デクレの制定

一八〇八年三月一七日の皇帝デクレによる「帝国大学」の規制は、ナポレオン皇帝が期待したような結果を生み出さなかった。そこで主として二つの理由から、一八〇八年のデクレに対する根本的な修正がはかられた。(1) 第一には、皇帝が教師団の組織を強化し、「帝国大学」への私立学校の従属をより厳格な方法で確保しようと望んだことである。これはとりわけ中等教育に関して考慮されたことで、リセおよびコレージュに関しては大多数の教師の知的、道徳的貧弱さがあり、また私立学院や私立寄宿学校には皇帝の支配が必ずしも及んでいなかった。第二には、親が私立学校の方を選び、リセおよびコレージュが失敗したことを皇帝は確認したことである。

ナポレオンは一八一〇年九月二七日に覚書を出し、「帝国大学」の組織を補完するために「帝国大学」についての報告を提出するよう内務大臣および大学総長に指示した。(1) ナポレオンは小神学校 (petit seminaire) を県一校に限定

し、各校には一〇〇名の生徒しか受け入れないという案を考えていた。大学評議会は審議にあたって、小神学校を各県一校に限定するのは厳格すぎると考えて、それを緩和しようとした。これに対して皇帝は再び小神学校の数を各県一校にすることを指示した。大学評議会はこの皇帝の指示にしたがったが、「教区の必要性がそれ以上要求していることが大学総長に証明された場合を除いて」という例外を設けた。コンセィユ・デタも小神学校を各県一校に限定することを認めたが、例外的に、絶対的な必要性がある場合には二校認め、かつリセが設置されている都市以外には県小神学校を設置しうることを認めた。しかし、ナポレオンはこのような例外を廃止した。

このようにして、一八一一年三月から準備されたデクレは、一八一一年一一月一五日の「大学体制に関するデクレ」(3) (Décret concernant le régime de l'Université) として発布された。

(1) L. Grimaud. op. cit., t. V. p.361.

(2) 本デクレの正文は、Duvergier, op. cit., t. XVIII, p.58 et suiv.

㈣　一八一一年のデクレの内容

一八一一年のデクレは全一九三ヵ条からなっており、一方では、一八〇八年三月一七日のデクレを補完すると共に、他方では、それを修正するものである。一八一一年のデクレは主たる目的を二つ有している。第一には、公立学校たるリセおよびコレージュを発展させるために、私立学院および私立寄宿学校に規制を加えることであり、第二には、小神学校を「帝国大学」の権威の下に置くことである。

第一の私立学院および私立寄宿学校の規制は、これらの学校がリセまたはコレージュが置かれている市町村に設置されてるか、あるいはリセまたはコレージュがない市町村に設置されているかによって異なっている。一八〇八年の

デクレは私立学院とコレージュとの教育内容はほぼ同じであった。一八一一年のデクレによると、私立学院の教育内容について、リセまたはコレージュを有しない都市に設置された私立学院は、コレージュの古典学級（humanités）以上を教えることができず（第一五条一項）、リセまたはコレージュを有する都市に設置されている私立学院は、「リセまたはコレージュにおいて与えられる教育の一部分となっていない基本要素」しか教えることができない（同条二項）ように限定された。私立寄宿学校の教育内容は、リセまたはコレージュを有しない都市では「文法学級および算術および幾何の基礎以上の教育」を行なうことができず（第一六条一項）、リセまたはコレージュを有する都市では、算術および幾何の基礎を含めた文法学級までのリセまたはコレージュの授業の復習のみを行なうことができる（同条二項）のである。さらに、私立学院および私立寄宿学校の生徒はリセまたはコレージュの授業を受けなければならないことになっており、私立学院および私立寄宿学校の教育は全く二次的なものになって、中等教育において私立学校は独自の意義を失ってしまったのである。また、これら私立学校は、寄宿生の受け入れについて、リセまたはコレージュの寄宿生が満席になっている場合にしか、九歳以上の寄宿生を受け入れることができないのである（第一九条）。さらに、私立学院および私立寄宿学校の生徒は、リセの制服を着用することが義務づけられたのである（第二一条）。

第二の小神学校（中等教会学校）に対する規制は、一方では、それを「帝国大学」の中に組み入れると共に、他方では、その数を厳格に限定しているのである。まず、聖職者を養成するための中等学校はすべて、「帝国大学によって統治され」、「帝国大学によってのみ組織され、帝国大学の権威の下にのみ運営されうる」（第二五条）のである。中等教会学校（écoles secondaires ecclésiastiques）の規則は「大学総長の提案に基づき大学評議会によって作成される」（第二六条）のである。これらの学校の教師も「帝国大学」の構成員となる（第二五条）。さらに、中等教

会学校の生徒はリセまたはコレージュの授業を受けなければならないのである。他方、中等教会学校の数は各県一校に限定され、存続する学校は大学総長によって指定される（第二七条）のである。そして、中等教会学校はリセまたはコレージュを有する都市にしか置かれず（第二八条）、農村部には置かれない（第二九条）。廃止される教会学校の建物および財産は大学によって占有され、公立学校のために用いられる（第三〇条）。

第三節　復古王政期における「帝国大学」による教育の国家独占の維持（一八一四年五月―一八三〇年七月）

一八一四年四月にナポレオン皇帝は退任して、同年五月にルイ一八世が即位した。ルイ一八世は早速憲法の作成に取りかかり、五月一八日に起算委員会を構成した。ダンブレ（Dambray）の主宰の下に、三名の王の側近、九名の元老院議員および九名の立法院議員が任命された。起算委員会は、憲法（constitution）という言葉が国の代表者の投票を前提にするものと考えて、憲法という名称をつけることを拒否して、最終的には憲章（charte constitutionnelle）という表現を使用することにした[1]。というのは、憲章という言葉はかつて国王によってその臣下に与えられた譲渡（concessions）を示す言葉として使われたからである。このようにして一八一四年六月四日の憲章[2]が国王によって欽定憲法として制定されたのである。

一八一四年憲章の前文は、「神聖なる神が朕を長期にわたる不在の後に、朕の国家に呼び戻され、朕に大なる義務を課された」という言葉で始まっているように、最も純粋なアンシャン・レジームの精神の中にあった[3]。しかし他方、憲法本文第一章は「フランス人の公権」という標題をもって人権の基本的部分を承認しており、フランス革命の足跡を残している。その人権とは、法律の下の平等（第一条）、租税の前の平等（第二条）、公職就任の平等（第三条）、人身の自由（第四条）、信教の自由（第五条）、出版の自由（第八条）、所有権の不可侵（第九条）である。

ただし信教の自由については第六条で、「カトリック的・教皇的かつローマ的宗教が国家の宗教である」と規定して、カトリックを国教としている点に、アンシャン・レジームの足跡を残すものである。

一八一四年憲章はナポレオンの復帰によって一時期中断したが、一八一五年六月のナポレオンのワーテルローでの敗北によって、再び一八一四年憲章が施行された。

結局、一八一四年憲章は「少なくとも部分的に再建しようとしたアンシャン・レジームと、大革命より生まれた新しい社会の必要との間の矛盾」[4]を有しており、これがナポレオンの復帰による第一復古王政の失墜の原因になると同時に、一八三〇年の七月革命による第二復古王政の失墜の原因になっていくのである。

(1) P. Bastid, Les institutions politiques de la monarchie parlementaire fançaise (1814—1848), Paris, Sirey, p.63.
(2) 一八一四年六月四日憲章の正文は、M. Duvergier, Constitutions et documents politiques, collection ≪Thémis≫, 3 e édit., 1964, Paris, P. U. F., p.80 et suiv.
(3) J.-J. Chevallier, Histoire des institutions politiques de la France moderne (1789—1945), Paris, Dalloz, 1958, p.176.
(4) P. Bastid, op. cit., p.65.

一 復古王政初期の初等教育（一八一四年—一八二〇年）

A 復古王政初頭における世論と初等教育

復古王政初頭の一八一五年期において、初等教育の問題が論議の対象となり、各層から民衆の無知が当代社会の大きな災禍の一つであり、公的道徳心の向上、政治的・社会的安定、経済的繁栄のために民衆教育が必要であることが主張された。[1] まず、人間の次元において、無知が精神を愚かにし、人間を本能に引き渡し、怠惰と罪悪をもたらすのに対し、教育が人間に自己の尊厳を意識させ、人間を動物までおとしめる堕落を防止することが主張された。また、とりわけブルジョアジーの側からは、より実際的な観点から過去四半世紀の政治的、社会的混乱の主要な原因の一つ

が民衆の無知であることが指摘され、教育によって政治的、社会的安定をもたらすことが期待されたのである。つぎに、一八一四年憲章によって設置された立憲体制を成功させるためには、民衆の公共精神を養う教育の発展が必要とされたことである。最後に、経済的理由として、経済活動を活発にさせるために、職人や農民の知識や技術の向上をはかる教育が必要とされたのである。

このように初等教育の必要性が世論の中に感得されていたのにかかわらず、初等教育の発展は教師の不足という困難な問題に遭遇していたのである。(2)

(1) M. Gontard, op. cit., p.268 et suiv.
(2) Ibid., p.272.

B　「初等教育協会」および「相互教授法」の発展

一八一四年になってフランスとイギリスとの交流が再開されると共に、当時イギリスで成功を収めていた「相互教授法」(monitoial system)がフランスにも知られるようになった。(1) 相互教授法は、イギリスでベル(Bell)およびランカスター(Lancaster)を先駆者として始められたもので、生徒自身による生徒の教育に基礎を置いた新しい教育方法で、フランスでは《méthode mutuelle》という名称が与えられた。相互教授法は、生徒を小クラスに分け、生徒のうちで優秀な者を指導生(moniteur)として選抜して各クラスに配置して、この指導生が教師の指示の下に、各クラスの生徒を教えるという方法である。この教育方法によると、一人の教師が数百人の生徒を教えることを可能にし、財政的にみても基本的には建物の費用だけですみ、これまでフランスの初等教育の発展を妨げていた教師不足の問題を解消することを可能にするものであった。さらに、教育学的観点からも、児童の自発的学習態度を喚起し、

学習能率を高めるものであった。

フランスにおいてもこの相互教授法が熱意をもって迎えられた。ナポレオンの百日天下の間に、「国民産業奨励協会」(Société d'encouragement pour l'industrie nationale) を中心に、新しい相互教授法を推進する結社をつくることが計画された。一八一五年六月一六日から開催された同協会の第一回総会で会の規約が承認され、「初等教育振興協会」(Société pour l'instruction élémentaire) が結成された。初等教育振興協会には、宗教・思想を問わず当代の最も著名な人物が加わっていた。[2] 初等教育協会は、早速相互教育学校 (écoles mutuelles) をパリに数校開設し、地方には同協会の支部をブザンソン、アラス、ボルドオ、ポワチエ、ナント、リヨンなどにつくった。さらに、初等教育振興協会は教師用の講座を開設し、成人学校をとりわけ軍隊および刑務所につくり、教師用指導読本および教科書を作成し、定期刊行物として『教育誌』(Journal d' Education) を発行した。

相互教授法に対する政府の側の態度は、まず、ナポレオンの百日天下政府は極めて好意的であった。内務大臣ラザール・カルノ (Lazare Carnot) は特にこの新しい教授方法に注目して、皇帝に相互教授法の迅速な発展をはかるためのデクレ案を提出した。そこでナポレオンは、「パリに初等教育実験学校を開設する」ための一八一五年四月二七日のデクレを発布したのである。[3] このデクレは三カ条からなっており、内務大臣が初等教育の最良の方法を有識者に諮問し、その方法を検討し (第一条)、パリに初等教育実験学校を開設すること (第二条) を内容としている。カルノは早速、本デクレの執行にとりかかり、パリに相互教育学校の設置を準備するための有識者の委員会を構成した。この委員会は五月一六日から活動を開始し、六月一七日に初等教育振興協会が創設されるに伴って、両者が協力して相互教育学校の準備にあたった。しかしながらナポレオンの失権と共にカルノは退き、相互教育学校設置の作業は中断した。

第二復古王政になってからも、初等教育振興協会は存続し、やがて政府の側からの奨励を受けるようになった。「帝国大学」も相互教授法に好意的な態度を取り始め、一八一六年六月に公教育委員会は数人の大学区総長の質問に答えて、大学区の小学校に新しい相互教授法を導入することを許可した。一八一八年の内閣改造により内閣に初等教育振興協会の活動的なメンバーが入り、これ以後は、政府全体が新しい教育方法のために積極的に介入するようになった。内務大臣は相互教育学校の開設に補助金を付与することによって、初等教育振興協会を強力に支持したのである。

相互教授法の導入は大きな成果を収めた。一八一九年一月の初等教育振興協会の総会では数字が引用され、フランス全体で相互教育学校を有していない県は五つしかなく、六四県が協会と恒常的な連絡を持ち、六四県には六〇二の相互教育学校があり、三万四千六六九名の児童が就学していることが報告されている。(4) 一八一九年末には九一二校になり、一八二〇年二月には千三〇〇校に約一五万名の児童が就学していることになっている。

(1) M. Gontard, op. cit., p.273 et suiv. ; Ch. Fourrier, op. cit., p.79 et suiv. ; L. Grimaud, op. cit., t. IV, p.605 suiv.
(2) J.-B. Say, La Rochefoucauld-Liancourt, Chateaubriand, Guizot 等の名がみられた (M. Gontard, op. cit., p.282)。
(3) 本デクレの正文は' Duvergier, op. cit., t. XIX, p. 496.
(4) M. Gontard, op. cit., p.293.

C　一八一六年二月二九日のオルドナンス

(イ)　一八一六年のオルドナンスの制定

一八一六年のオルドナンスは民衆教育について以前から取り組み、その必要性を認識していた三名の人間の協力に

よって生まれた。[1] プロテスタントの学者で、前大学評議員、現在は公教育委員会のメンバーであるジョルジュ・キュヴィエ（Georges Cuvier）、カトリックで大学総視学官のアンブロワーズ・ランデュ（Ambroise Rendu）、および初等教育振興協会の推進者でコンセィユ・デタ評定官のド・ジェランド（De Gérando）の三名である。オルドナンス案を準備するこれら三名の議論の中で、のちに世論を沸き立てさせる大問題たる無償性、義務性、教会と学校の関係の問題がたたかわされた。

無償性の問題については、一般的な無償性が退けられて、無償の対象を生活困窮者に限ることで合意が容易に得られた。義務性の問題はより議論の対象になった。義務性は、市町村が学校を開設する義務と、両親が子供に教育を受けさせる義務の二つの点で問題になり、結局、オルドナンスの規定は曖昧なものになった。教会と学校の関係については、キュヴィエとランデュが対立した。プロテスタントであるキュヴィエはカトリック司祭の学校における役割を限定しようとしたのに対して、ランデュは教会と公権力との協力の必要性を強調した。

このようにして作成されたオルドナンス案は内務大臣の承認を得て、一一月に公教育委員会で審議、採択され、一二月にはコンセィユ・デタの内務委員会に付託、承認され、そして一八一六年二月二九日に国王の裁可を得たのである。[2]

（1） M. Gontard, op. cit., p.298.

（2） 一八一六年二月二九日のオルドナンスの正文は、Duvergier, op. cit., t. XX, p.309 et suiv.

(ロ) 一八一六年のオルドナンスの内容

一八一六年二月二九日のオルドナンスは全四二カ条からなり、「各カントンにおいて、初等教育を監督し、奨励す

るための無償・慈善委員会を構成することを内容とする国王オルドナンス」という名称が付けられている。このオルドナンスの前文では、まず、初等教育の現状について、「非常に多数の学校が欠如していること」および「現存する学校が重要な改善をなす余地があること」が指摘されている。つぎに、初等教育の利点として、初等教育が「特に宗教および道徳の真の原則に基礎を置く場合に、公共の繁栄の最も豊かな源泉の一つであるばかりではなく、社会の望ましい秩序に貢献し、法律への服従およびあらゆる種類の義務の履行を準備するものである」ことが明らかにされている。

一八一六年のオルドナンスの内容は次のようになっている。

第一には、オルドナンスで開設が予定されている小学校は私立学校および市町村立学校であるが、市町村は、学校を開設することを義務づけられていることである。すなわち「すべての市町村は、そこに住居を有する児童が初等教育を受けること、および生活困窮者がそれを無償で受けることを準備する義務を有する」（第一四条）のである。市町村の義務は二重になっている。まず、当該市町村に私立学校が存在しない場合に市町村立学校を開設する義務であり、つぎに、生活困窮者の無償教育を確保する義務である。ただし、このような市町村の義務を担保する制裁規定がなく、市町村の義務は法的なものとはなっていない。しかしとにかく市町村に対して、学校開設および生活困窮者の無償教育の保障を義務づけたことは、一八一六年のオルドナンスの画した大きな進歩である。

第二には、曖昧ではあるが、両親に対して、子供を就学させる義務を課していることである。「市町村長は、自宅で初等教育を受けていなく、もしくは受けなかった児童で、その両親の請求によって公立学校で就学しなければならない児童の名簿を、各市町村で作成させ、決定する。」（第一七条）というのである。この規定は、「その両親の請求によって」公立学校で就学しなければならない児童という言葉が入っていることによって、両親の義務を曖昧にし

ている。つまり、子供を就学させる意思のない両親は、公立学校に子供を就学させることを請求しないからである。

第三には、小学校教員の資格基準を明確化したことである。初等教育職を志願する者は「善行証明書」(certificat de bonne conduite) および「教員免許状」(brevet de capacité) を当該大学区総長に提出しなければならない (第一〇条)。「善行証明書」は、志願者が少なくとも三年間居住した市町村の主任司祭 (curés) および市町村長によって交付され、「教員免許状」は、大学区視学官もしくは「大学区総長が派遣する公教育官史」の審査のによって交付される (第一〇条)。「教員免許状」は三段階に分かれている (第一一条)。下位段階である第三段階は、読み、書き、計算を知っている者に与えられ、第二段階は、教会学校と同一の教育を与えうる綴字法、能書法、算術の知識を有している者に与えられ、上位段階である第一段階は、フランス文法、算術、地理学・測量の基本についての知識を有している者に与えられる。一八〇八年のデクレが小学校の教育を読み、書き、算術の初歩に限定していたことと比較すると、一八一六年のオルドナンスは小学校の教育範囲を非常に拡大していることが明らかである。小学校教員の有資格者が複数いる場合には、市町村および私立学校は教員を競争試験に付することができる (第二二条)。教員の有資格者については、教員になるため最終的には大学区総長の許可を必要とし (第二三条)、また私立学校の開設についても同様に大学区総長の許可を必要とする (第二四条)。

第四には、小学校の監督機関として、各カントンに「カントン教育委員会」(comité cantonal) を置いたことである。「各カントンにおいて、知事の配慮によって初等教育を監督し、奨励するための一の無償かつ慈善の委員会が設置される」(第一条) のである。カントン教育委員会の構成員は、カントンの主任司祭、治安判事 (juge-de-paix)、コレージュ校長 (第二条)、副知事および小審裁判所検事 (Procureur du Roi) (第五条)、および、副知事および大学区視学官の指名により大学区総長によって選任され、知事が任命を承認する三名ないし四名の委員 (第三条) で

ある。カントン主任司祭がこの委員会を主宰する（第四条）。カントン教育委員会の権限は大きい。まず、小学校教員の任命および私立学校開設に対する大学区総長の許可は、委員会に提出され、その意見に基づいてなされる（第二三条―二四条）。つぎに、委員会は学校に対する監督権の行使として「カントンのすべての学校における秩序、習俗、宗教教育の維持、規則の遵守および運用の矯正を監督し」、「学校の維持あるいは秩序と規律のための適当な措置を、知事および他の管轄当局に要請する」権限を有すると共に、学校開設に必要な措置をとることを任務としている（第七条）。各学校を直接に監督する者として、主任司祭および市町村長よりなる「特別教育監督官」（surveillants spéciaux）が置かれる（第八条）。特別教育監督官は月に少なくとも一度自己の監督下にある学校を訪問し、その結果をカントン教育委員会に報告する（第九条）。

以上のような内容を有する一八一六年のオルドナンスは、小学校を直接監督するカントン教育委員会および特別教育監督官に主任司祭が重要な位置を占めることによって、さらには、小学校教員の資格に必要な「善行証明書」を交付することによって、初等教育に対する教会の影響力を増大させていることに大きな特色を持っている。また、不完全ながらも小学校開設および生活困窮者の児童の修学についての市町村の義務、および曖昧ではあるが、両親の子供を就学させる義務を認めたことは、一つの進歩を示すものである。

その他、教育に対する奨励的措置として、「軍隊の徴用に関する」一八一八年三月一〇日の法律(1)第一五条は、「師範学校学生、および大学評議会に対して一〇年間教育職に従事する契約をなした公教育の他の構成員」の兵役義務を免除し、さらに、この規定を教会学校教師にも適用している。一般人には六年間の兵役義務が課せられていたことから、教師に対してそれを免除したことは、教師を優遇するものであった。

（1）一八一八年三月一〇日の法律の正文は、Duvergier, op. cit., t. XXI, p.373 et suiv.

D 相互教授法および一八一六年のオルドナンスに対する教会の態度

復古王政初期に世論が相互教授法に熱意を示し、公権力も一八一六年のオルドナンスによって初等教育の発展を奨励する措置をとったのに対して、教会は反対の態度をとった。

(一) 以下、M. Gontard, op. cit., p.310 et suiv. ; Ch. Fourrier, op. cit., p.80 et suiv. による。

(イ) 相互教授法に対する教会の反対

カトリック教会の相互教授法に対する反対の理由は種々であったが、まず、相互教授法の起源が外国のものであり、とりわけプロテスタントのものであったこと、創始者の非宗教的精神、相互教育学校と教会学校との競合によって教会学校が衰退することを恐れたことがあった。また、相互教授法が宗教教育を禁止し、その方法の民主的精神によって共和主義的政治体制を有利にすることが主張された。

カトリック教会は相互教育学校に反対するために、自己の有するあらゆる武器を使った。相互教育学校の新設に対しては、一八一六年のオルドナンスによって権限を有する主任司祭が「善行証明書」の交付を拒否し、また、カントン教育委員会の長として委員会の開催を拒否した。さらに、教会は市町村当局に対して、補助金を相互教育学校に与えず、教会学校に留保しておくように介入した。相互教育学校が開設されている場合には、教会は競合して教会学校を開設したり、信徒にその子弟が相互教育学校に行かないように説得したり、さらに説得が効果のない場合には、相互教育学校の教師および生徒を教会から遠ざける措置をとったりした。

このような教会の攻撃に対して、相互教育学校側もしだいに活発に反撃するようになった。二つの陣営が対立し

て、新聞やポスターで攻撃し合った。二つの学校の生徒が街頭で衝突する場合もいくつかあった。そこで政府は両陣営の対立を緩和させるために介入して、一方では、相互教育学校側には宗教教育を強化させ、他方ではカトリックの教会学校に相互教授法を導入させようと努めた。しかしながら政府の調停の試みも結局失敗に終わり、それ以後はフランスにおいて二つの政治陣営が学校問題をめぐって激しく対立していくのである。対立の頂点は一八一九―二〇年で、国会、地方議会、フランス全体が二つに分かれたのである。

結局、相互教授法を媒介として初等教育が党派間の論争点になり、フランスにおいて対立する二つの精神的家族の各々が自己の学校を持つことを望んだのである。政府は教育を独占しているにもかかわらず、二つの陣営を融和させ、合流させることに成功しなかったのである。

(ロ)　一八一六年のオルドナンスに対する教会の態度

一八一六年のオルドナンスは、主任司祭による小学校教員の「善行証明書」の交付、主任司祭をその構成員の一員とする特別監督官による小学校の監督、主任司祭によるカントン教育委員会の主宰、道徳および宗教教育が学校教育のプログラムの最初に置かれていることなどによって、教会に重要な特権を与えたのにもかかわらず、教会は満足しなかった。教会はアンシャン・レジームの学校制度を再建し、民衆のキリスト教教育を確保する任務を委ねられることを期待していた。しかし、一八一六年のオルドナンスは聖職者に学校の監督権を与えているが、実際の権限は大学区総長が持っていた。カントン教育委員会においても、主任司祭は長になっているが、委員会の中では孤立していた。

カトリック教会の攻撃は、とりわけ「帝国大学」および「帝国大学」による教育の独占に向けられた。世俗権力の

許可および監督の外で学校を自由に開設する権利が要求されたのである。ラムネ (Lamenais) は一八一四年憲章、とりわけその第一条で保障された法の下の平等を根拠にして、「修道士のみならず、すべてのフランス人は、我々の立法の現状において……何人も彼が望む学校を開設し、彼が望むように学校を規制し、彼が望む方法によって彼が望むことを教育することができ、何人もそれを妨害する権利を有しない。(1)」として、教育の自由を主張しているのである。

カトリック側はやがて一八一六年のオルドナンスの適用を拒否する態度をとるに至った。まず、カントン教育委員会の中でその長である主任司祭は、独断で問題を処理したり、あるいは他の委員と対立した場合には委員会を招集することを拒否したりした。そこで政府は一八一八年七月に主任司祭の代りに、カントン治安判事が委員会を主宰できるようにすることを決めた。

さらに、最も重大な障害は、一八一八年の初頭から修道会が「帝国大学」の権威を承認することを拒否して、「帝国大学」の免許状も許可もなしに、オータン、ポワチエ、モンペリエ、メッツ、カンブレなどに、新しい学校を開設するようになったことである。いくつかの大学区では、すでに教員免許状を取得している修道士が、自分達には免許状は必要ないと主張して、大学区総長に免許状を返上した。大学行政と教会との対立が激化した中で、一九一九年に両者の間に協定が成立した。その協定によると、修道士は名目上は以前と同様に「帝国大学」に所属して、他の教師と同様に、教員免許状と許可を必要とするが、実際上は、修道会長によって交付された修道会教員免許状 (lettre d'obédience) を要求するだけで審査なしに免許状を取得することができるようになった。修道士の個人的免許状は修道会長の手許に置かれ、修道会長は適宜修道士を教員に任命したり、交代させたりできた。一八二〇年四月には、同様の措置が修道女にも適用されるようになった。このようにして修道会の学校は実際上は「帝国大学」の管轄からのが

れたが、カトリック側はこれに満足することなく、一八一六年のオルドナンスの原則自体を問題にしていくのである。

(1) Cité par M. Gontard, op. cit., p.344.

二　ウルトラ反動期の教育（一八二〇年―一八二七年）

一八二〇年二月に起こった王位継承者ベリィ公（duc de Berry）の暗殺に対して、ウルトラ派は、ベリィ公が自由主義思想の犠牲者であるという宣伝を行ない、ドカーズ（Decazes）首相の解職を国王に要求した。代りにリシュリュウ（Richelieu）が首相に任命され、ついで、一八二一年にはヴィレール（Villère）が任命された。このような政治情勢の変化は公教育行政に重大な修正をもたらした。ウルトラ派は「帝国大学」を維持しながら「帝国大学」を教会へしだいに従属させていったのである。一八二二年六月一日の国王オルドナンス(1)によって、大学総長の称号と職務が復活して、エルモポリス（Hermopolis）司教であるフレスィヌゥ（Frayssinous）が大学総長に任命された。さらに、一八二四年八月二六日の国王オルドナンス(2)によって、公教育と祭祀が結びつけられて独立した省ができ「教会問題・公教育省国務大臣」（Ministre secrétaire d' Etat au département des affaires ecclésiastiques et de l'instruction publique）の管轄の下に公教育が置かれ、フレスィヌゥが大臣に任命された。公教育が教会問題に結びつけられ、しかも司教の統轄の下に置かれたことは、教会の要求を満足させるものであった。

(1) Duvergier, op. cit., t. XXIV, p.47.

(2) Ibid., pp.591-592.

A　一八二四年四月八日のオルドナンスによる初等教育権限の掌握

フレスィヌゥは自己の第一の義務として、道徳および宗教教育を教育の基礎に置き、非宗教的な教師に攻撃を加えることを考え、この方針の実行にのり出した。一八二四年四月八日の「公教育上級管理、コレージュ、私立学院、私立寄宿学校および小学校に関する国王のオルドナンス」[1]は、教育に関する教会の権限の強化を認めたものである。

一八二四年のオルドナンスの主要な特徴は、小学校をカトリック教会の完全なコントロールの下に置いたことにある。「帝国大学」当局は教員の職業的能力を審査する権限しか有しなくなった。すなわち、教員職を志願する者は「大学区総長の命令によって審査され、もし教員として適格であると判断された場合には、第一、第二もしくは第三段階の教員免許状を大学区総長から受ける」（第七条）という規定による、大学区総長の教員免許状を賦与する権限である。その他、一八一六年のオルドナンスによって大学区総長およびカントン教育委員会に委ねられていた権限、すなわち、学校監督権、教員免許状にプラスして必要とされる教職許可権および教員の解職権は、次のような二つの様式で新しい機関に委ねられた。一方では、市町村または団体から補助金を受けている学校（écoles dotées）で、五〇名以上の無償の生徒を受け入れている学校については、教区の司教もしくはその代表が委員長になり、市町村長および四名の名士（そのうち二名は知事が任命する一般人、他の二名は司教が任命する聖職者）によって構成される委員会が、教員免許状取得者に教職許可を与え、学校を監督し、職務に適当でない教員を解職できるのである（第八条―一〇条）。他方、他のすべての小学校については、司教が直接に許可を与え、監督を行ない、教員を解職する権限を有する（第一一条）。フランスの大多数の小学校は後者に該当しているので、大多数の教員は司教の意のままの地位に置かれた。

ただし、一八二四年のオルドナンスは、プロテスタントの小学校を別に扱っている。プロテスタントの小学校は一八一六年のオルドナンスに服し（第一三条）、それを監督する委員会の構成員は、プロテスタントの名士から選ばれ、「帝国大学」の代表が一人加わる（第一四条）のである。これは一八一四年憲章によって保障された信教の自由を尊重したものである。

一八一六年のオルドナンスでは、初等教育の管理権限が「帝国大学」に与えられていて教会および地方行政当局がそれに協力するという体制があったのが、一八二四年のオルドナンスによれば、教会が初等教育の基本的権限を掌握したのである。

一八二四年のオルドナンスに対する世論の反応は、ウルトラ派が歓迎し、自由主義者側の激しい怒りを招いたということである。(2)

一八二四年のオルドナンスの適用については、まず、教員に対する司教の許可権限によって、教員は宗教教育について審査された。教員の監督については、教会は司教のコントロールの下で教員を監督する機関を設置して監督にあたった。道徳および宗教教育が小学校教育の基礎になり、学校の授業はお祈りで始まり、お祈りで終わった。教員は教理問答集を学習させ、暗誦させなければならなかった。日曜日および祝祭日毎に教員は生徒をミサ、説教、晩課に連れていき監督した。また、教員はしばしば生徒をざん悔にも連れていった。授業においても教員は教会によって許可を受けた教科書を使用した。

一八二四年のオルドナンスおよびその適用において、初等教育はアンシャン・レジームに逆戻りしたのである。宗教教育が小学校の基本的な活動になり、小学校教員は司祭の従順な補助者の地位に舞い戻ったのである。

（1）一八二四年四月八日のオルドナンスの正文は、Duvergier, op. cit., t. XXIV, pp.467-468.

(2) M. Gontard, op. cit., pp.365-366.

B 相互教育学校の瓦解と修道会学校の発展

相互教育学校はその財政的負担のかなりの部分を、地方自治体や国の補助金に依存していた。ウルトラ派政府は相互教育学校への補助金を廃止して、その財政的基礎を奪っていったのである。補助金によって相互教育学校はかなりの数の無償就学生を受け入れていたのが、補助金の廃止と共に大部分を有償とすることによって、多くの親達は相互教育学校から子供を退学させて、代りに、県や市町村の補助金によって無償就学生への門戸を開いた修道会の学校へ子供を送るようになった。さらに、教会は前から行なっていた相互教育学校から子供を遠ざける活動を強化していった。その結果、相互教育学校の数は著るしく減少して、一八二一年に約千五〇〇校であったのが、一八二七年には二五八校で、生徒数二万七千名にすぎなくなった(1)。

一八二四年のオルドナンスによって教会は、非聖職者の教員をコントロールする権限を獲得したが、教会にとってこれは民衆教育問題の最良の解決策ではなかった。教会は修道会学校の方を望ましく考え、各地で修道会学校の強化をはかった。地方自治体および政府は、相互教育学校への財政的援助を廃止した代りに、修道会学校へ財政的援助をふり向けた。このようにして修道会学校は大きく発展したのである。

(1) M. Gontard, op. cit., p.379.

三 復古王政末期における民衆教育の新たな進展(一八二八年—一八三〇年)

一八二七年一一月の選挙によってウルトラ派が敗北した。ヴィレールは辞職し、代りに、中道右派に位置する穏和

王党派のマルティニャック（Martignac）が首相になった。公教育は教会問題と分離されて、公教育大臣にヴァティメニル（Vatimesnil）が任命された。ヴァティメニルは司法官出身で、いわば修道会側の代表として大臣に就任したが、状況への矛軟な対応を持っていた。相互教育学校の母体である初等教育振興協会は、大臣に一八二四年のオルドナンスの廃止を訴え、自由主義者および反ウルトラ王党派の新聞も反対の態度をとった。議会にもオルドナンスに反対する請願が出された。一八二八年三月一二日に、デュヴェルジィエ・ド・オラーヌ（Duvergier de Hauranne）は議会に「初等教育に関する点において四月八日のオルドナンスを廃止するよう国王に懇願すること」[1]を要求した。三月二九日に大臣はオルドナンス案を国王評議会に提出した。

オルドナンス案の主要な推進者はアンボワーズ・ランデュであった。彼は一八二〇年七月より国王評議会のメンバーであり、ウルトラ反動期には沈黙を守っていたが、これ以後は初等教育問題を国王評議会の中で担当していった。ランデュは小学校についての教会、「帝国大学」、地方の名士の権限を再び調整するように努め、彼自身主要な起草者の一人であった一八一六年のオルドナンスの諸原則に基本的に復帰することにした。このようにして一八二八年四月二一日の「初等教育に関する国王オルドナンス」[2]が制定された。

一八二八年のオルドナンスは、初等教育に関する一八二四年のオルドナンスの規定を廃止して、一八一六年のオルドナンスを復活させた。すなわち、「一八二四年四月八日のオルドナンス第八、九、一〇および一一条は廃止される」（第二条）こととし、「初等教育に関する一八一六年二月二九日および一八二〇年八月二日のオルドナンスは、王国全体に施行される。ただし、カトリック学校に関しては以下のように修正される。」（第一条）としたのである。したがって、一八一六年のオルドナンスが復活すると共に、いくつかの点において修正を受けたのである。

修正の第一点は、初等教育を監督し、奨励する教育委員会の構成についてである。一八一六年のオルドナンスでは

カントン単位であったのが、郡（arrondissement）単位になり、一もしくは必要に応じて複数の委員会を設けること（第二条）になった。委員会の構成員は、司教の代表もしくは主任司祭から一名、市町村長一名、治安判事一名、名士から六名（司教、知事および大学区総長からそれぞれ二名ずつ任命）の合計九名で、司教の代表もしくは主任司祭が委員会を主宰する（第三条）。委員長は月に少なくとも一度開催される（第六条）。委員長は毎年五月に大学区総長管轄に市町村の初等教育状態の報告書を提出する（第八条）。

修正の第二点は、小学校の直接の監督は一八一六年のオルドナンスと同様に特別教育監督官によってなされるが、一八二八年のオルドナンスはそれ以外に「初等教育を監督し、監督の結果を委員会に報告する」一もしくは数人の「無償視学官」（inspecteurs gratuits）を設けた（第七条）ことである。

修正の第三点は、限定的ではあるが小学校教員に身分保障を与えたことである。大学区総長が教員に教員免許状を交付し、許可を与え、または取り消しができるが、教員免許状については、もし大学区総長が免許状を剝奪しようと考える場合には、大学区評議会の審査に付しなければならない（第一八条）。大学区評議会の決定に対しては、公教育国王評議会へ提訴できる（第一九条）。これは教員免許状に対する教員の権利を保障したもので、「帝国大学」の他の構成員に小学校教員を近づける新しい一歩であった。

修正の第四点は、教会に与えた特権である。一八一六年のオルドナンスによって教員免許状取得に要求されていた「善行証明書」の他に、司教の代表または主任司祭によって交付される「宗教教育証明書」（certificat d'instruction religieuse）を加えた（第九条）ことである。

修正の第五点は、オルドナンスの規定が男子小学校のみならず、女子小学校にも適用されることになったことである。女子小学校はそれまで知事の監督の下に置かれていたのが、初めて男子小学校と同一の立法に服することになっ

たのである。

（1）A. P., 2e série, t. 53, p.32.

（2）一八二八年四月二一日のオルドナンスの正文は、Duvergier, op. cit., t. XXVIII, p.981 et suiv.

第四節　第二章のまとめ

ナポレオン「帝国大学」による教育の国家独占期の教育に関する主要法令の一覧表は〈別表〉の通りである。

革命期の諸公教育計画が多かれ少なかれ教育の自由を基本原則としていたのに対して、ナポレオンは「帝国大学」を創設することによって、教育の自由を否定して、教育を国家的に独占すると共に大学総長を頂点とする中央集権的な教育行政組織を確立した。

執政政府期の一八〇二年五月一日法(1)は、革命期の自由主義的教育体制からナポレオン帝政期の教育の国家独占体制の中間に位置する過渡期的な体制である。

ナポレオン「帝国大学」体制は、一八〇六年五月一〇日法(2)によってその基礎が置かれ、一八〇八年三月一七日の皇帝デクレ(3)によって組織化され、一八〇八年九月一七日の皇帝デクレ(4)によって補完されている。

「帝国大学」による教育の国家独占をナポレオンが提案した理由は、単一かつ画一的な国家教育によって国民の政治的、道徳的統一性を確保し、教育を統治の手段とするところにあった。教育の自由を基本原則とする革命期の公教育計画が個人の養成を教育の主要な目的としていたのに対して、国家目的が前面に出てきたのである。

教育の国家独占は、私立学校を含むあらゆる学校を「帝国大学」の中に統合し、すべての学校の開設に大学総長の許可を必要とすると共に、すべての教師を「帝国大学」の構成員としてその規律に服しめた。また、「帝国大学」の

管理組織は、皇帝によって任命され解職される大学総長を頂点に中央集権的かつ階層的に構成されているところに特色がある。

初等、中等および高等教育段階のうちナポレオンが特に配慮したのは、リセの創設による中等教育の発展である。リセの教育によって国家に対して良好な管理者を養成しようとしたのである。エリュール教授の表現にしたがうと、「画一的なエリートを創り出し、権力と経済を結びつけるためにブルジョアジーを国家の枠の中に入らせることが問題とされた」のである。ところが実際にはリセは発展しないで、私立学院および私立寄宿学校の方が繁栄した。そこで、一八一一年一一月一五日のデクレ(5)は、リセおよびコレージュを発展させるために私立学院および私立寄宿学校に対する規制を加えたのである。

復古王政期においてもナポレオンの教育独占体制が維持されたが、その意味内容は大きく変化した。ロバデール教授の表現によれば、第一帝政期の「国家の利益のための独占」から、復古王政期の「カトリック教会の利益のための独占」へ変化したのである。一八一六年二月二九日のオルドナンス(6)は、主任司祭が小学校を直接監督するカントン教育委員会および特別教育監督官に重要な位置を占め、かつ、小学校教員の資格に必要な「善行証明書」を交付することによって、初等教育に対する教会の影響力を増大させた。しかし教会はこれに満足することなく、教会に民衆のキリスト教教育を委ねることを望んだ。

ウルトラ反動期の一八二四年四月八日のオルドナンス(7)は、小学校を教会の完全なコントロールの下に置いた。「帝国大学」当局は教員の職業的能力を審査する権限しか有しなくなった。初等教育はアンシャン・レジーム下に逆戻りし、小学校教員の地位は司祭の従順な補助者になった。

ウルトラ派の敗北の後一八二八年四月二一日のオルドナンス(8)は、一八二四年のオルドナンスの規定を廃止して、

基本的には一八一六年のオルドナンスに復帰した。ただし、教育委員会がカントン単位から郡単位になり、特別教育監督官の他に無償視学官が加わり、教員の「善行証明書」に「宗教教育証明書」が加わった点において、一八一六年のオルドナンスを修正した。

このような国家および教会による教育の独占に対して、自由主義者から教育の自由が要求され、次の時期において教育の国家独占体制が崩れていくのである。

(1) J. Ellul, op. cit., t. 5, p.167.

(2) André de Laubadère, Traité élémentaire de droit administratif, t. Ⅲ, Paris, L. G. D. J., 1966, pp. 204-205.

〈別表〉

ナポレオン「帝国大学」による教育の国家独占期における
主要法令一覧表

〈執政政府期〉（1799年11月～1804年5月）

(1) 1802年5月1日の「公教育の組織に関する法律」	(イ) 市町村立小学校，市町村立ないし私立中学校，リセ，専門学校による公教育の組織 (ロ) 小学校教育の義務性および無償性の否定 (ハ) 市町村長および市町村評議会による小学校教員の選任 (ニ) 中学校の開設に対する政府の許可と知事の監督

〈第一帝政期〉（1804年5月～1814年4月）

(2) 1806年5月10日の「教師団の形成に関する法律」	(イ) 一の教師団が公教育を排他的に担当 (ロ) 教師団構成員の義務 (ハ) 教師団の組織を1810年の立法期に法律により制定
(3) 1808年3月17日の「大学の組織に関するデクレ」	(イ) 「帝国大学」による教育の国家独占 (ロ) 小学校による初等教育，私立寄宿学校，私立学院，コレージュ，リセによる中等教育，大学学部による高等教育 (ハ) 中央集権的教育行政組織（大学総長，大学書記官，大学財務官，大学評議会，大学総視学官による中央行政，および大学区総長，大学区評議会，大学区視学官による大学区行政） (ニ) 教育の基礎としての「カトリック宗教の教え」および「ナポレオン王朝への忠誠」 (ホ) 教育方法の画一化
(4) 1808年9月17日の「帝国大学の規則を内容とするデクレ」	
(5) 1811年11月15日の「大学体制に関するデクレ」	(イ) 私立学院および私立寄宿学校の規制 (ロ) 小神学校（中等教会学校）の「帝国大学」への組み入れ

〈復古王政期〉（1814年5月～1830年7月）

(6) 1816年2月29日の「各カントンにおいて，初等教育を監督し，奨励するための無償・慈善委員会を構成することを内容とする国王オルドナンス」	(イ) 小学校を監督する機関としてのカントン教育委員会および特別教育監督官の設置 (ロ) 市町村の小学校開設および生活困窮者への無償教育義務 (ハ) 小学校教員の資格基準の明確化（「善行証明書」および「教員免許状」）
(7) 1824年4月8日の「公教育上級管理，コレージュ，私立学院，私立寄宿学校および小学校に関する国王オルドナンス」	(イ) カトリック教会による小学校の完全なコントロール (ロ)「帝国大学」当局の教員の職業的能力審査権の維持

(8) 1828年4月21日の「初等教育に関する国王オルドナンス」	(イ) 初等教育に関する1824年のオルドナンスの廃止と1816年のオルドナンスの基本的な復活 (ロ) 教育委員会を郡単位へ (ハ) 特別教育監督官の他に無償視学官を加えること (ニ) 「善行証明書」の他に「宗教教育証明書」を加えること (ホ) 女子小学校にもオルドナンスを適用